

ガイドラインにおける対象作業場の見直しについて（案）

- 1 現在のガイドライン別表 2 に規定されている対象作業場は妥当か。
 - 別表第 2 に掲げる 52 の対象作業場には、既に行われなくなった作業方法や、低騒音化が進み一律に騒音レベルが低くなった作業など、妥当でない作業場が含まれていないか。
 - 別表第 1、別表第 2 に掲げられていない作業場であって、等価騒音レベルが 85dB(A) 以上となる騒音レベルが高いと思われる作業場として、どのようなものが考えられるか（ガイドライン解説 「2 騒音作業」 について関係）。
- 2 騒音レベルによって対象作業場及び必要な措置・対策を規定するべきか。
 - 騒音レベルが高い作業場については、対象作業場に追加する、または、対象作業場として列挙されていなくても、ガイドラインに基づく各種措置の全部又は一部を講ずる必要があるのではないか。
 - 作業場の騒音レベルまたは作業者のばく露レベルの測定結果等に応じて、騒音障害防止対策を選択する（リスクの低い作業場における対策・措置の軽減を含む）など、リスクアセスメントに基づく管理を導入すべきではないか。